



Tsurugi Town

議会だより



第39号

2016・7・27

6月定例会

一般質問

委員会審議

議員研修・議会のうごき

2~5頁

6~11頁

12頁

町政のことこが聞きたい



二川 真員
谷

関しては、今後30年間における発生確率が60%から70%という大変高い数字を国は予測しており、南海トラフ地震が発生した場合、徳島県下において最大で全壊建物が約13万棟、浸水面積117km²、被害総額7兆円という、想像も出来ないような被害想定となっている。

4月14日から16日かけて九州地方、特に熊本県において、大変な被害をもたらした地震が発生した。平成28年熊本地震と命名され、熊本県益城町では震度7を記録し、気象庁の定める最大階級の震度となつた。5月30日には、自衛隊の災害派遣活動も終了したところではあるが、復興に向けての道のりは、先の東日本大震災同様大変険しいものがあることは明白である。

私たちの住む徳島県においても、南海トラフ地震の発生が想定をされており、私たちに直接関係する東南海地震、南海地震に



兼西町長

まず防災危機管理の概要、また大規模災害が発生した時の管理体制であるが、本町の防災危機管理については、町施策として防災計画により災害対策に関し定めており、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることではないような状態である。そのような環境の中では、災害被害を最小限化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とした。たとえ被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備

え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならないと考えている。施策の概要としては、災害の規模によつては、ハード・ソフト施策を併せて一體的に災害対策を推進し、起こりうる災害とその被害を想定するとともに、過去の災害を踏まえて絶えず対策の改善を図ることとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務継続計画に基づき防災・災害対策にあたることとしている。

また、職員については、町の危機管理指針や町業務継続計画に基づき防災・災害対策にあたることとしている。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため応急活動体制や情報伝達体制の整備や施設・資機材等の整備を図り、食料・飲料水等の備蓄を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとしている。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

を整備することとしている。

また、職員については、町

の危機管理指針や町業務

継続計画に基づき防災・災

害対策にあたることとして

いる。

災害応急対策としては、復旧・復興を迅速かつ円滑

に行うため応急活動体制

や情報伝達体制の整備や

施設・資機材等の整備を図

り、食料・飲料水等の備蓄

考へている。

高齢者や障がい者等の「要配慮者」に配慮するなど、被災者の多様なニーズに適切に対応していかなければならぬと考へている。

災害直後の情報収集及び伝達手段の確保や関係機関等の活動体制及び広域応援体制を確立するとともに、被災者に対する援助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行い、火災等の消防活動への支援や施設の応急復旧・緊急物資を供給するための交通規制、障害物の除去等により交通を確保し、緊急輸送を行いたいとも考へている。

質疑 谷川

全国各地で行われている。また、避難者等への的確な情報を公表・伝達する

被災者を速やかに安全に避難所へ誘導し、適切な避難所運営管理を行い、被災状況に応じて仮設住宅の提供や広域避難収容活動を確立したいとも考へている。

災害直後の情報収集及び伝達手段の確保や関係機関等の活動体制及び広域応援体制を確立するとともに、被災者に対する援助

・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動等も行いたい。さらに被災者等の支援として、ボランティアや義援物資等の受け入れを適切に行う。社会秩序維持のための防犯活動等の実施や物資の安定供給のための監視・指導等も行つていかなければならぬとも考へている。

そして、二次災害を防止するための応急工事やライフル等の施設の整備、復旧を行うなど、必要に応じた住民の避難と応急対策に対応してまいりたいと考えている。

さらに災害の規模が大きければ大きいほど人命救助や消火などの緊急対策の需要が増大するため消防と専門機関は全ての地域に手が回らない状況になる。そのような状況に陥った時、町民自らが行動するわけであるが、やはりリーダーシップを取るべき

答弁 兼西町長

町職員の防災訓練については、町防災計画及び町業務継続計画に基づき実施している。

これまでに主なものとして、大規模災害を想定して、大規模災害を想定する職員の意識強化を図るため、状況予測型訓練の実施も計画している。

また、職員の防災力を更に高めるため、9月には一般財団法人消防科学総合センターのご協力をいただき、大地震発生を想定した災害時の職場への参集に関する職員の意識強化を図るため、状況予測型訓練の実施も計画している。

その他、台風や洪水・地震などに備えるため、町業務継続計画に基づきながら、非常時においても適正な業務の執行を図り、町の

であるが、そもそも防災訓練の目的はどのようなところにあるのだろうか。人は何か災害が起つた時、自分が持つている知識だけでは行動に移す事がなかなか出来ない。災害が起つた時、どうしたら良いかわからず混乱し、パニックを起こすこともあるであろう。そういう緊急の事態が起つた時にいかに自分が適切とされる行動をとれるか、適切な応急活動が出来るかが重要になってくる。

冷静になり適切な行動がとれるようになるために防災訓練に参加することが重要となる。

町ではこの機会を利用し、業務継続中における、職員自身の初期の安全確保と避難訓練を計画して一斉に実施される。

町ではこの機会を利用し、業務継続中における、職員自身の初期の安全確保と避難訓練を計画している。

また、職員の防災力を更に高めるため、9月には一般財団法人消防科学総合センターのご協力をいただき、大地震発生を想定した災害時の職場への参集に関する職員の意識強化を図るため、状況予測型訓練の実施も計画している。

機能を維持しながら町民の生命、身体及び財産を保護するという町の責務を果たすため、各関係機関等との情報伝達訓練や様々な災害を想定した訓練を今後も計画、実施していきたいと考えている。

質疑 谷川

災害備蓄品は、生活備蓄品、食料備蓄品、衛生備蓄品等に分けられており、一番重要な食料備蓄に関しては最低でも3日、そして1週間分の蓄えがあれば安心と言われている。通常、最低3日の食料備蓄を家庭内の備蓄にてまかぬのが、基本的な考え方になる

のではあるが、それは住居等に被災がなかつた場合であり、家庭内備蓄を持ち出せない状況になつた時は、町の備蓄である行政備蓄に頼るということになる。

そのような理由から、行政が備蓄する食料品は被害想定から算出される被

災者分の備蓄が必要なわけであるが、本町での災害備蓄品の備蓄状況はどのようになつてているのか。

答弁 兼西町長

国が南海トラフ巨大地震の被害想定を平成24年に第二次報告として策定しており、これを踏まえて徳島県も県内の市町村の様々な被害想定を公表している。

本町は、これを参考として備蓄目標や方針を策定している。具体的な備蓄物としては、アルファ米・乾パンなどの非常食が3276食、飲料水(500ml)1448本、調理器具333点、毛布やタオルなどの寝具類が388点、発電機やスコップなどを備蓄しており、被害想定に対応すべき品目・数量等はほとんど準備できている。

しかしながら、要援護者・女性・乳児などに特化した備えとしてミルク、ほ乳瓶、

衛生用品や仕切り板、簡易ベッド、畳などの避難所運営に関する資材が足りない状況であり、今後補充していきたいと考えている。

非常食などは、3年から

5年の消費期限があり、例年自主防災会や半田中学校等の防災訓練などに非常食の体験試食として使用するなどして、消費期限の近い物から消費しながら新しい物を例年1500食ほど備えている。

また、応急食料等の供給については、町内の小売業者やスーパーから調達することとしている。なお、本年度本

庁舎西側に備蓄倉庫を新築することとしており、更に備蓄品等を備えていく。

質疑 谷川

現在、各学校や体育館、集会所など86箇所の施設を避難所に指定しており、これを全て開設すると約9000人の収容が可能である。県が想定する南海トラフ巨大地震での本町の避難

変化をしていく中で、本町における避難所の現況はどのようになっているのか。

このように災害の想定が

変化をしていく中で、本町における避難所の現況はどのようになっているのか。

これまで、我々の関係する四国沖のひずみが大きく広がつているということで、地震の被害や規模の詳細な予想に役立つ可能性があるといふことである。

また、国土交通省より吉野川氾濫時の浸水区域の新しい想定図が公表され、浸水区域が従来の想定より拡大されているというこ

とで、仮に浸水区域に避難所等がある場合は見直しが必要とされる。

これが、我々の関係する四国沖のひずみが大きく広がつて

いるということで、地震の被

害や規模の詳細な予想に

役立つ可能性があるといふ

ことである。

これまで、我々の関係する四国沖のひずみが大きく広がつて

いるということで、地震の被



吉田 光子
議員

質疑 吉田

時に、時間雨量20mm以上を観測することも珍しくなく、河川の増水も急激に起こる状況である。住宅の浸水を経験なされた方々に於かれでは、ご心配な日々をお過ごしだと思う。

近年局地的にゲリラ豪雨や梅雨前線の居座りなど、大雨による河川の氾濫がおり、昨年は茨城県で起つた。本町も平成16年、17年に半田川からあふれた雨水による、家屋の浸水や道路に雨水が川のように流れ、歩くこともままならぬ状態であったことは記憶に新しいことと思う。

河川近辺の住民は、河川の恩恵も多くいただいている。しかし、河川による災害を常に身近に感じている。

本年も梅雨に入つたが、どのように対策を進めていくのか。

答弁 兼西町長

近年の異常気象の影響で、つるぎ町内でも台風・豪雨

半田川・貞光川の河川管理者である徳島県では、常時河川パトロールを実施し、管理河川の現状把握に努めており、流下能力に影響を及ぼす堆積土砂等がある場合には、現地調査、また対策工事を実施している。

県は、半田川の浸水対策として、平成16年の台風23号及び平成17年の台風14号による床上浸水した箇所の護岸の嵩上げ工事を実施している。

今年度も半田田井地区の護岸工事を実施する予定である。

また、町としては、貞光江ノ脇地区の湧水対策として、排水ポンプを平成17年度に2基、平成27年度に2基設置した。

質疑 吉田

災害などの情報収集等としてのドローンの導入についてであるが、本町は、山間部が多く、人の出入りの難しい急峻な場所が数多くある。危険箇所の撮影記録、事故や災害時の被害状

況の把握、そして交通網のは、長い年月と予算がかかることもある。また日々河川の現状も変わっていく中で、災害時の経験なされた方々に於かれでは、ご心配な日々をお過ごしだと思う。

吉野川の砂利採取計画によると護岸から50m～100mの範囲と、橋梁の上

下流300mの区間にについては、施設の保安区域となっている。

また、希少生物の生息地等は保全のため当然禁止区域となっている。

これらの範囲を除く区域についても砂利採取可能と聞いているが、半田川河口の砂利採取は現状では出来ない区域となっている。

ドローンとは、小さなヘリコプターとしてパイロットを介さずに無人で空中を自律飛行することが可能な小型無人機で、空の産業革命とも呼ばれている。

ドローンの利点は、カメラを装置することで、災害発生時の被災状況の把握だけでなく、公共施設等建築物の老朽化の確認や高架橋の先端の確認調査など、人が容易に近づけない危険な場所等の様子を映像で確認出来るという利便性がある。

さらに一部救援物資などの物資の運搬も出来る場合もある。

答弁 兼西町長

ドローン操作は大変難しく職員が簡単に操作できるものではなく、町としては、飛行操作において安全性をまず確保することが第一であり、操作に精通した人材を確保する必要がある。

ドローンの利点は、カメラに指定され、町おこしの活用に乗り出している。町としても、那賀町などの利用状況を鑑みながら、災害時

現在、県内では那賀町が「徳島県版地方創生特区」に指定され、町おこしの活用に乗り出している。町としては、那賀町などの利用状況を鑑みながら、災害時

の利用だけでなく空撮映像による町の魅力などの紹介、また農林業施策や鳥獣被害対策への活用等々、利便性を活かした、町おこしや地域活性化利用も併せて導入を検討していきたい。

文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会では、主に教育、福祉、保険及び病院等に関する議案を審査します。

委員長 森長秀行	副委員長 小野誠治	委員 小坂重夫	委員 西谷一廣	佐藤千代美
-------------	--------------	------------	------------	-------

6月7日開催

- 臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業の支給率は

平成27年度事業が確定し、予算に対して実績で余っている分があり、事業の確定ということで減額補正を専決処分で行っている。

答弁

- 減額補正の内容は

平成27年度つるぎ町一般会計補正予算(第8号)

質疑(小坂)

平成27年度つるぎ町一般会計補正予算(第8号)

専決処分の承認を求めることについて、

専決第4号

平成27年度つるぎ町一般会計補正予算(第8号)

質疑(小坂)

平成27年度つるぎ町一般会計補正予算(第8号)

承認第3号

答弁

平成27年度の臨時福祉給付金は、対象者377人に対して2851人の支給で支給率は75.4%。

子育て世帯臨時給付金については、対象者826人で支給率は100%である。

質疑(佐藤)

敬老会の対象者は、9月末までに80歳以上になられる方で約1800名、

質疑(佐藤)

敬老会の対象者は、9月末までに80歳以上になられる方で約1800名、

- 人材育成補助金の事業参加者は

答弁

- 人材育成補助金の事業参加者は

昨年の参加者は、短期2泊3日が17名、長期6泊7日が23名、合計40名であった。負担金は短期が1万円、長期が2万円であり、28年度も50名の受け入れを予定している。

質疑(小坂)

- 2025年全国的に後期高齢者が増える見込みであるが、町の状況はどうのように予測しているのか

専決第11号

平成27年度つるぎ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成27年度つるぎ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成27年度つるぎ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

質疑(小坂)

敬老会の対象者は、9月末までに80歳以上になられる方で約1800名、

質疑(小坂)

敬老会の対象者は、9月末までに80歳以上になられる方で約1800名、

専決第12号

平成28年度つるぎ町一般会計補正予算(第1号)

質疑(小坂)

平成28年度つるぎ町一般会計補正予算(第1号)

質疑(小坂)

平成28年度つるぎ町一般会計補正予算(第1号)

2025年、団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをすることになるが、つるぎ町では町人口の減少ほどではないが後期高齢者も緩やかな減少傾向が続くと予想している。

委員会での審議

答弁

これまでには自治体国際化協会から派遣していたが、先方の事情により来られなくなつたため、今回、民間委託し外国語指導助手として派遣していただいた。

派遣先は、貞光小学校、太田小学校、貞光中学校である。

質疑(小野)

■派遣に際してこれまでの

自治体国際化協会と今

回の民間派遣会社イン

タラツクとの派遣費用に

差額が発生しているが

どういうことか

答弁

自治体国際化協会の場

合は社会保険料、住宅の賃

借料、来日・帰国時の負担

金が必要であるが、インタ

ラツクの場合は委託料に含

まれているので必要がない

ためである。

専決第13号

平成28年度つるぎ町病
院事業会計補正予算(第1
号)

質疑(小野)

■駐車場用地交渉の現状

等については

現在、地権者との話は前
向きな形で進んでいる。

答弁

議案第38号

つるぎ町行政手続にお

ける特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番

号の利用に関する条例の

一部を改正する条例

質疑(小坂)

■子どもはぐくみ医療・重

度心身障がい者等に対

する医療の独自利用を

追加することによって業

務としての負担軽減はあ

るのか

答弁

これまで町外から転入

される方については、所得・

収入等を把握するため前

居住地での課税証明を提

出していただき必要があつ

たが、条例改正し独自利用

が可能となれば必要なく

なるので、利用者には負担

軽減となるが、業務として

はマイナーバーの管理を厳
重に行う必要があるため

負担の軽減はなく、どちら
かといえば負担増となる。

議案第40号

平成28年度つるぎ町一
般会計補正予算(第2号)

質疑(小坂)

■地域ぐるみの学校支援
事業の補助率は

答弁

100%補助の事業で

あつたが、各市町村からの

申請が多くつたため一律

11%減額の補助事業と

なつた。事業については単

年事業と思われる。

質疑(小野)

■小学校費の臨時教諭賃
金の内容は

答弁

外国人の保護者を持つ

児童に対し、学校生活や学

習において、日本語指導を

支援することを目的とした

臨時教諭賃金である。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

121頭で内、イノシシ46頭、シカ74頭、サル1頭である。

等による倒木被害や大規模な土砂流出被害等の発生が懸念される。

維持管理に必要な経費は使用料で賄えている。

で賄えるのか

専決第4号

平成27年度つるぎ町一般会計補正予算(第8号)

質疑(三好)

■合併処理浄化槽の普及率及び今後の見通しは

答弁

普及率は26・5%ほどである。今後10年間で既成するよう国、県から指摘されているが、個人負担も必要なことから困難な状況であるが、今後も推進していく。

質疑(三好)

■有害鳥獣駆除の期間は、また捕獲実績は

答弁

春は4月11日から6月10日までである。

現在までの捕獲頭数は、

質疑(長浦)

■住宅リフォーム事業減額の理由は

答弁

昨年度、1回目、7月までの申込件数が72件、2回目の中込件数が15件となり減額となつた。

質疑(三好)

■森林間伐実施事業の内容は

答弁

森林間伐実施事業は馬森林組合が作成した間伐事業計画に基づき実施される事業で、1箇所当たり5ヘクタールが下限面積となつていて。

平成27年度は、4箇所で58ヘクタールの間伐事業を実施。

専決第10号

平成27年度つるぎ町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度は、4箇所で58ヘクタールの間伐事業を実施。

また、間伐が実施されない放置人工林は、豪雪

質疑(伊庭)

■維持管理経費は使用料

議案第40号

平成28年度つるぎ町一般会計補正予算(第2号)

質疑(三好)

■県単地域農業振興補助金の内容は

答弁

県単地域農業振興補助金は、地域農業の振興に資する事を目的に、認定農業者等が実施する事業に対する補助金である。

本年度は、地産地消を促進することを目的に地域養鶏業者が実施する取り組みに関する機械備品の購入に対して、事業費の2分の1以内で補助する事業である。

産業建設常任委員会

6月9日開催

産業建設常任委員会では、主に農林、建設、商工、観光、環境、水道及び地籍等に関する議案を審査します。

委員長	副委員長	委員	委員	委員	委員
森長秀行	齊藤嘉文	伊庭昭義	長浦英彰	三好英俊	森長齊藤

副委員長	委員	委員	委員
森長秀行	齊藤嘉文	伊庭昭義	長浦英彰

現在までの捕獲頭数は、



仮議場での本会議

役場本庁舎耐震改修工事のため、工事完了まで農業構造改善センターで本会議を行います。

傍聴の方々にもご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひいたします。

第1回臨時会

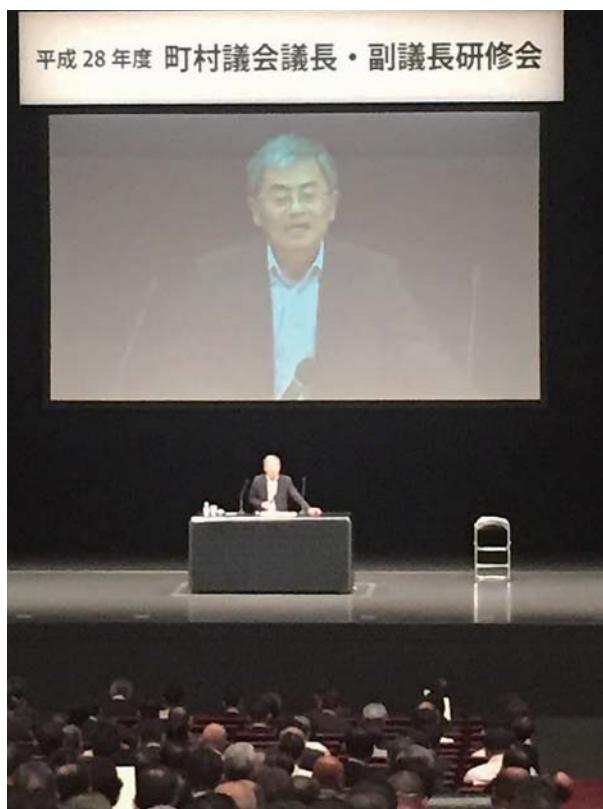
平成28年5月11日(水)、平成28年第1回臨時会を開催し、以下のとおり上程されました。

議案第36号 平成28年度つるぎ町役場本庁舎耐震改修工事の請負契約について

議案第37号 平成28年度つるぎ町告知放送システム整備工事の請負契約についての2件の議案について審議し、全案件を可決しました。



平成28年度 町村議會議長・副議長研修会



平成28年5月30日(月)、31日(火)町村議會議長・副議長研修会が、中野サンプラザホール(東京)で開催され、正副議長が出席しました。

研修会では、山梨学院大学院研究科長・法学部教授江藤俊昭氏の「地方議会の役割と改革の行方～「住民自治の根幹をなす議会」の作動～」。フリー キャスター・事業創造大学院大学客員教授伊藤聰子氏の「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」。読売新聞特別編集員橋本五郎氏の「今後の政局・政治の動きを読む！」と題した講演。

また神奈川県大磯町議會議長吉川重雄氏の「わが町の議会活性化への取り組み」、長野県飯綱町議會議長寺島涉氏の「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ～「学ぶ議会」と「自由討議」が推進力～と題した議会改革の取り組みを拝聴し、今後の議会活動に大いに参考になりました



表紙の写真 一字のあじさい

国道438号を一宇
に入り土舎を廻るのと
見事に咲いたあじさい
が出迎えしてくれる。
赤・青・白やピンクの
あじさいが畠に濡れ、色
鮮やかさを一層増し、今
年も見事に咲いていま
した。

議会の動き

5月11日

第1回臨時会本会議

5月27日

議会運営委員会

5月30日～31日

町村議會議長・副議長研修会

6月3日

一部事務組合議会臨時会

6月6日

第2回定例会開会本会議

6月7日

文教厚生常任委員会

6月8日

総務常任委員会

6月9日

産業建設常任委員会

6月17日

第2回定期会開会本会議

7月14日

議会広報編集常任委員会